

## 平成 29 年度 第 1 回香川大学医療安全管理監査委員会報告

国立大学法人香川大学医療安全管理監査委員会規則第 2 条に基づき、以下のとおり監査委員会を開催し、医療安全管理についての監査を実施しました。

### 1 監査の方法

医療法施行規則第 9 条の 23 に順じ、医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について、以下のとおり病院長等からの説明聴取及び資料閲覧により報告を求め、その業務状況を検証しました。

### 2 監査の内容

#### (1) 医療安全管理体制について

- 1) 医療に係る安全管理体制
- 2) 医療事故等（3b 以上）発生時の連絡体制
- 3) 医療事故発生時の対応
- 4) 医療事故調査制度における死亡事故発生時の対応

#### (2) 医療安全管理部の活動状況について

- 1) 医療安全管理体制の強化
- 2) インシデント報告体制
  - ① インシデントレポートで報告すべき範囲
  - ② インシデント報告体制
  - ③ インシデント報告書
  - ④ インシデントレポート取扱要項
  - ⑤ インシデント詳細報告について
- 3) 死亡事例の把握・報告体制
  - ① 死亡事例の把握方法および各部署からの報告体制
  - ② 死亡事例の確認について
- 4) 活動状況
  - ① 平成 28 年度 インシデント報告
  - ② 平成 28 年度 医療安全管理委員会 審議内容一覧

- ③ 平成 28 年度 SafetyNews 発行一覧
- ④ 平成 28 年度 医療安全管理研修会 開催一覧表
- ⑤ 平成 29 年度 医療安全管理研修会 開催予定

(3) 高難度新規医療技術等について

- 1) 高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等の提供に関するフロー

3 監査の結果

(1) 医療安全管理体制について

医療に係る安全管理体制、医療事故等（3b 以上）発生時の連絡体制、医療事故発生時の対応、医療事故調査制度における死亡事故発生時の対応についての体制は、法令等に基づく適切な体制が整備できていると認められた。

(2) 医療安全管理部の活動状況について

医療安全管理部の活動状況については、インシデントレポート報告体制、死亡事例の把握・報告体制、安全管理研修等、適切に実施されていると認められた。

(3) 高難度新規医療技術等について

高難度新規医療技術等の実施体制については、適切に実施体制が整備されていると認められた。